

# 職員の失職の特例に関する報告及び意見の概要

平成 27 年 1 月 22 日  
埼玉県人事委員会

地方公務員法第 8 条の規定に基づき、県議会議長及び知事に対し、職員の失職の特例に関する報告及び意見の申出を行った。

## ◎ 報 告

(はじめに)

公務の遂行が複雑化、高度化する中で、職員が過って事故を起こしてしまった場合、法律に基づき当然、失職になることは、職員にとって厳し過ぎる措置となるとともに、有能な職員を失うことにより、県及び県民にとって損失となってしまうと考えることもできる。

そこで、本委員会として、職員の失職の特例について調査することとしたものである。

### 1 地方公務員の失職に関する法制度

地方公務員法第 16 条第 2 号「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」の欠格条項に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失うとされている。

### 2 失職の特例に関する国及び都道府県の状況

- (1) 国家公務員については、現在、例外の定めはない。
- (2) 失職に係る条例の特別の定めを有する都道府県 31 団体
- (3) 特別の定めを適用した事例があるのは、4 団体

### 3 民間の状況

民間企業等においては、公務員の失職に類似するものに懲戒解雇があるが、就業規則で禁錮以上の刑に処されたことを解雇事由としている場合においても、一律に懲戒解雇となるわけではない。

#### 4 本県における失職の状況

- (1) 失職に係る条例の特別の定めはない。
- (2) この10年間で、6件の失職が発生  
(一般行政職2件、教育職3件、警察職1件)

#### 5 失職の特例の導入についての検討

他県の状況や職員の勤務環境の変化等を踏まえ、本委員会では、職員の失職の特例について、総合的に検討した結果、次の結論を得るに至った。

- (1) 本県においても、職員の失職の特例に関する条例の規定を速やかに整備することが適当
- (2) 特例の対象は、過失による罪で禁錮の刑に処せられた者のうち、刑の執行が猶予されたものとする。  
特例の適用に当たっては、執行猶予期間の長さ、過失の程度、被害の大きさ、事故後の対応、被害者の理解、改悛の情、それまでの勤務実績等を総合的に勘案して厳格に対応することが相当

#### ◎ 意見

- 職員の失職について、地方公務員法第28条第4項に規定されている特別の定めを条例に規定することが適当
- 特別の定めの対象は、過失による罪で禁錮刑に処せられ、刑の執行が猶予された者とするが適当
- 実際の特例の適用に当たっては、厳格に運用することが適当
- 速やかに実施することが適当